第５回和光市下水道事業運営審議会会議録

平成２５年１１月８日（金）　４０３会議室

第　５　回　和　光　市　下　水　道　事　業　運　営　審　議　会				
開　　催　　日	平成２５年１１月８日（金）		開会時間	１０時００分
会　　場	市役所４階４０３会議室		閉会時間	１１時３０分
委員の出欠	出席	欠席	事務局	
	長坂　敏史 山田　智好 松田　尚子 岩崎　泰嗣 本橋　淳男 舩越　靖彦 関口　泰典	富澤　美代 萩原　三枝子 佐賀　加奈子	上下水道部長　松橋　香二 上下水道部技監　中川　直也 下水道課長　深野　充司 下水道課長補佐　本橋　勝己 下水道課副主幹　並木　誠 下水道課統括主査　金井　宏之	
			傍聴者４名	
議　　事	（１）会議録署名委員の指名 （２）下水道経営状況について（平成２４年度決算状況報告等） （３）下水道事業の公営企業化について （４）消費税について			

【発言者】	【議　事】
下水道課統括主査	おはようございます。 ただいまから、第５回和光市下水道事業運営審議会を開催いたします。 本日の審議会は、和光市下水道事業運営審議会条例第６条第２項の規定により過半数の出席を得ていますので、会議は成立いたしております。お手元の次第に沿って進めてまいります。 また、本日の審議会に傍聴を希望される方がおりますので、入場していただいておりますので、よろしくお願いします。 それでは、開会にあたりまして、上下水道部長からご挨拶を申し上げます。
上下水道部長	ただ今、紹介がありました松橋と申します。この４月から上下水道部にまいりました。よろしくお願いいたします。 それでは、下水道事業運営審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げま

す。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

今日は穏やかで、よい天気に、恵まれましたが、今年の夏は暑さに加えまして、台風の動き方も勢力も例年とは違い、大きな被害を全国にもたらしました。和光市内では、幸いにも大きな被害の報告はございませんでしたが、強烈な勢力のまま、直撃を受けた場合には、かなりの被害も想定されました。今後も下水道事業として、水害対策を十分に行っていかなければならないと感じております。

さて、本日は、次第にもありますように、下水道経営状況について、下水道事業の企業会計に向けた事業内容、また来年の４月からの消費税 8%となることに対する対応等を報告させていただくものであります。

どうか忌憚のないご意見をいただきたいと思っていますので、よろしくお願いをいたしまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

下水道課統括主査　次に 平成２５年１１月１日付けで、前審議委員の退任に伴いまして新しい審議委員としての委嘱と、改めて委員皆様と、事務局職員の紹介を行いたいと思います。

学識経験を有する者として１号委員であります、会長の十文字学園女子大学教授の長坂様です。

次に、市内の公共的団体を代表する者として３号委員であります、 副会長の和光市自治会連合会の山田様です。

次に、市内で事業を営む法人の代表者として２号委員であります、理化学研究所の松田様です。

同じく、２号委員であります、本田技研工業株式会社の岩崎様です。岩崎委員におきましては、前任の村上様の後任として、委嘱いたしました。

次に、市内の公共的団体を代表する者として３号委員であります、和光市商工会の本橋様です。

同じく、３号委員であります、和光市婦人会の富澤様です。所用のため欠席の連絡をいただいております。

同じく、３号委員であります、和光市婦人会の萩原様です。所用のため欠席の連絡をいただいております。

次に、公募による市民として、４号委員であります、関口様です。

同じく、４号委員であります、舩越様です。

同じく、４号委員であります、佐賀様です。所用のため欠席の連絡をいただいております。

よろしくお願いします。

続きまして、市の職員を紹介させていただきます。

上下水道部長の松橋でございます。
下水道課課長の深野でございます。
下水道課課長補佐の本橋でございます。
下水道課副主幹の並木でございます。
下水道課業務担当統括主査の金井でございます。
どうぞよろしくお願いします。
次に　議事になりますので、会長、よろしくお願いいたします。

長坂会長　それでは、議事に入らせていただきたいと思います。
はじめに議事を進めるにあたりまして、本日の会議録署名委員の指名をすることになっておりますので、指名したいと思います。
４号委員の関口委員と４号委員の舩越委員にお願いしたいと思いますが、両委員、よろしいでしょうか。
それでは両委員、よろしくお願いいたします。
それでは、事務局から本日の、審議会の資料について説明お願いします。

下水道課副主幹　お手元に配付しました資料について、説明します。
最初に第５回和光市下水道事業運営審議会資料の次に第５回の審議会の次第、次に平成２４年度和光市下水道事業特別会計、下水道経営状況について、最後に地方公営企業法適用のスケジュール案をお配りしております。
以上です。

長坂会長　それでは、下水道経営状況について事務局、説明お願いします。

下水道課長　あらためまして、下水道課長の深野です。私の方からは、下水道経営状況のうち、平成２４年度決算状況についてご説明いたします。資料の「平成２４年度和光市下水道事業特別会計」をご覧ください。
平成２４年度の歳入総額は１２億３３２万３，６１９円、歳出総額が１１億５，５７３万９，６５４円で、歳入歳出差引額４，７５８万３，９６５円が実質収支額、つまり黒字となりました。
歳入の主な内容としましては、滞納繰越分を含めた公共下水道使用料収入見込額６億４，９２９万３千円に対し、収入済額６億３，１２３万１，４３５円、収入率９７．２パーセントで、東日本大地震に起因する節約型生活形態の定着などの影響で使用料の減少が懸念されましたが、大幅に落ち込むことなく順調に推移いたしました。
また、一般会計繰入金は、昨年度当初に支出額不足が発覚し、増額補正した繰

上充用額を含む予算額４億７，１８７万円に対し、予算同額の繰り入れを行い、それ以外の増額補正はございませんでした。

次に歳出の主な内容といたしましては、過去に浸水被害があった下新倉６丁目県道練馬川口線、通称オリンピック通りにある自動車教習所先の低いところですが、２３年度に引き続き雨水函渠の築造工事を行いました。この工事は来年度まで行う予定になっています。

また、下水道は水道のように圧力で送るのではなく自然流下で上流から下流へ流すため、和光市は起伏が激しい関係から途中のマンホールにポンプを設置して高さを変えないと処理場まで流すことができません。これが市内に１５箇所ございます。その中にはもう老朽化をしているところもございますので、止まってしまいますと宅内に溢れてしまうという事故が起きますので、こまめに点検、それから今、定期的にマンホールポンプの古いほうから順番に、１機当たり約３００万円近くかかるのですが、これを交換していく作業を進めています。去年も１箇所、今年も１箇所、また来年も１箇所というような形で計画を立て、取り替えていく予定になっております。また、１５箇所あるポンプの調整とか普段の定期点検も行っています。

それから野川の調整池、先ほどお話した自動車教習所の先の白子川沿いに約７，０００ｔの雨水を貯められる貯水池を持っております。雨水が溜まってくると自動で開放して白子川に流すという構造のものがあるのですけれども、白子川が新河岸川とつながっている関係で逆流してきてしまいますので、なかなか高さが合わないことがあるということで、これもまた台風前ですとか、大雨が予想される前には職員が行きまして、干潮時の水位が低い時に放流をし、なるべく普段から満タンにならないように注意して定期的に回って対応しております。その結果、台風とか一時的な豪雨があったのですが　構造上の問題で水害があったところが、これは道路の構造上の問題で水害が発生したところがありましたが、大きな水害にいたったようなことは今年、特にございませんでした。

それからあと今、区画整理が何箇所かで進んでおります。その関係で新しい管の設置も順次進めておりまして、これはまだ全部終わってはおりません。谷中という地区、東上線の北側になるのですが、中央のあたりなんですけれども、その部分ですとか、それから北インター、これは外環の北側の和光北インターのある所なんですが、その周辺の区画整理。それから南の方の越後山という所でも区画整理をしています。その関係で雨水それから汚水の幹線も新たに入れているという工事も進めております。そういった関係の支出に使っておりまして、先ほども言いましたようにかなり注意しながら、同じ轍を二度踏まないように注意して進めた結果、一応、剰余金がでるようなかたちで終わることができました。

剰余金の関係なんですが、こちらのほうは９月の議会で、決算の中で承認をいただきましたけど、４７，５８３，９６５円のうち約１，３００万円ほどは、県のほうから新

たな施策の依頼がございまして、内容としましては、和光市は都心に近いということで、幹線道路、川越街道とオリンピック道路という大きな県道が２本交差しております。その関係でそこが県の避難路の第一優先道路になっておりまして、何かあった時は優先的に物資や緊急車両が通るために、マンホールの浮上防止工事を進めてほしいということで、東日本大地震の時に浦安や久喜のほうでかなりマンホールが浮上して、いまだにまだその痕跡が残っているというようなお話を聞いておりますけれども、そういうことをもって調査いたしまして、和光市にも、幹線道路にも１０箇所ちょっと、申請時には１１箇所にしておりますけれども、もう一度調査をしますけど、最終的には１０箇所になると思うんですが、浮上する可能性のあるマンホールがあるということで、その工事を早急に進めていただきたいという依頼がございました。最終的に９月議会で約１，３００万円の補正予算を組まさせていただいて、これから工事に入っていくという状態になっております。ただ、一応補助事業でございまして、国と県から６割補助が出ますので、市の負担としては　７００万円くらいになるかなと思われます。毎年予算としていただいている剰余金３，０００万円とこの分を差し引いた約１，０００万円を一般会計のほうにお返ししたということになっております。一応決算としましてはそういうかたちで、手前味噌ではございますが無事に２４年度は終えることができたということで報告させていただきます。

以上でございます。

続きまして、その次のページ以降の経営状況につきまして、課長補佐の本橋のほうから、引き続き説明いたします。

下水道課長補佐　私のほうから下水道経営状況について、お手元の資料のＡ４の水色の着色がされている用紙、そのあとのＡ３の横長の資料を用いて要点をかいつまんで説明させていただきたいと思います。

まず、すでにご承知の方もいらっしゃるかと思いますが、和光市の下水道事業につきましては、雨水を流す雨水管と、生活排水雑配水等を流す汚水管が別々の管を使う分流式という方式を取り入れておりまして、東京都などはそれを合わせた合流式と言う管で整備を行っています。

今回お手元の資料につきましては、汚水についての収入支出と、決算の比較ということで、雨水分については含まれていない形になっておりますのでご承知おきください。

表のうち、平成２２年度から２４年度までの決算の数値ということでの比較をしているものでございます。

まず一番上の行の行政人口について２３年度と２４年度との比較ということでいいますと、人口の増加は、逆に１７人減少しているということでございます。処理区域内人口という２行目のところですが、処理区域内というのは、その下Ｄというところ

での下水道整備済面積にかかわる、行政区域は和光市約１１平方キロあるんですけれども、そのうちの一部分を下水道を整備する区域と設定を計画してあるわけでして、そちらの中に含まれる人数ということでございます。行政人口との比較で約３，０００名ほど少なくなっておりますが、近くで言えばこちらの自衛隊の官舎のうちの一部でかなり大勢の方が処理区域外となっておりますので、この差が出ております。

それから、有収水量ということで、真ん中へんの①番のところの行がございますが、先ほど人口についての伸びも、行政人口である処理区域内人口も、ほぼ２３年度、２４年度、変わらない人数、人口であったんですけれども、有収水量と下水道使用量対照水道量ということになりますが、こちらの方の伸びが顕著でありまして、年間で１７１，３６８㎥増加したようになっております。これを受けまして下の行にあります使用料収入といたしまして、前年度との対比で４０，７７１，０００円が増加しております。なお、平成２３年度の４月１日に、下水道使用料の改定ということで、２０％ほど価格を増加させていただいたんですけれども、１年間のうち４月１日付けの値上げということで、実際の調定ですね、収入に影響があったのは、まるまる１２か月分にはなってはいなので、平成２４年度から初めて１２ヶ月分まるまる使用量改定の効果が出ているということになります。それがですね、その下、汚水処理費というのが、Ｈと書かれているところにありまして、和光市の場合は、下水道終末処理場というのがたまたま和光市内の新河岸川の付近にございまして、こちらが新河岸川沿いの１３市町が共同で処理を委託している、県の事業としての処理施設なんですけれども、そちらに処理を委託するに当たり、処理費用を負担したり、通常の管路の維持管理、それからですね、資本費ということになるんですが、起債の借入金の元金と利子の償還金、これも汚水分だけに限るんですけれども、こちらを総合したものがこの汚水処理費ということになっております。こちら２３年２４年の比較で言いますと、４，９２４，０００円減少しているところであります。この詳細についても次のＡ３の紙でご説明いたします。この用紙について、最後、一般会計繰入金という項目、下から２行目ところにありまして、先ほど申し上げてた汚水処理や整備以外のものに使うために、一般会計の方から繰り入れた分ということになっております。２３・２４年の比較で４５，６９５，０００円削減が図られております。２２年度と２４年度と比較しますと半分以下ということになっておりまして、使用料収入の値上げをさせていただいた効果というのもありますが、他の要因でも減少していることを報告させていただきます。

次にＡ３の横長の資料を見てください。上の表は今見ていただいた表をさらに詳しくしているようなもので、年次としては平成１６年度から平成２４年度までの決算の数値と、平成２５年度から平成３１年度についての計画見込みということで入っております。

これうち有収水量と下水道使用料との関係につきましては、平成２４年度につきましては、有収水量の増加があったことはさきほどご説明したところでございます。

将来予測としまして、グラフで言うところの同じような色のラインで大きな四角がマークになっている一番上のラインとその下の小さい四角、菱形の様な形になっているライン、それぞれが大きな四角の方が汚水処理原価となっているんですけれども、これは汚水処理費の合計ということで訂正させていただきたいと思いますが、この汚水処理費の合計と使用料収入の関係を示したものでございまして、先ほど申し上げた汚水処理費の構成の要素がございましたが、この経費分が下がっていき、使用料収入が上回った段階で、一般会計からの繰り入れ金がなくなるという見込みになります。平成３０年・３１年度で赤字で示した一般会計からの繰入金、これがマイナスになっているということでも繰り入れが必要なくなるという見込みを立てているということでございまして、グラフで言いますと、ふたつのラインのクロスして逆転する状態、ここで繰入金がなくなる予測ということになっております。

使用料収入につきましても増加の見込みを立てているんですけれども、こちらの根拠といたしましては、和光市内５箇所で実施しております区画整理事業の推進が先ずはあげられるかなと考えております。それからですね、区域の拡大ということで先ほど言った処理区域対象区域を広げて、それによってまた使用料収入を増加させるという根拠になるのではないかというふうに考えております。

それから起債の元金と利子の償還につきましては、同じくグラフの緑色っぽい線になりますが資本費、起債元金利償還ということになっております。こちらは、年を追うごとに償還する額としては低くなってございます。和光市の場合は昭和５６年から起債の借り入れを始めまして、早いものは３０年以上経って返し終わっているものがでてきております。昔の時代借りたときの利率というのが高いものが多くて、７％台という年利で借り入れをしているものがありました。最近の状況で平成２３年度で年利率０．７％、２４年度０．４％ということで、今、１０分の１以下の利率になっている時代になっているのですが、こうした要因から、金利高かかった時に借り入れたものの償還がどんどん終わって、新たに借り入れるものが、その当時と比較して、利率の低いものから、今借入金の残高といたしましては、順調に減少していく見込みで考えております。これによって元利償還金が減っていることになっております。ちなみに和光市の借り入れ方式として当初３０年間の償還で、そのうちの５年間は据え置き期間ということで借りていたものでございますが、下水道の普及率が９５％を超えてきていることで、ここ数年は据え置き期間なしの償還期間１０年ということで、余計な利子の支払いを避けるようなかたちになっております。

将来予測ということで今ご説明したようなかたちで、義務的な経費の維持管理費の減少と使用料収入を増加していくという見込みで順調な進捗を見せているのではないかと考えております。今後につきましても今ある管を長寿命化、長持ちさせて社会資本である下水道について、皆様の長期公共債ということでの延命処置を図って、あと収益性を考えて新たな管渠の整備等公営企業としての経営努力をすることで、ここに

お示ししました将来予測というものを確かなものにいければというふうに考えております。以上です。

長 坂 会 長　ただいまの説明に関しての、ご質問はございますか。

松 田 委 員　はい。Ａ３の用紙で平成２１年度からの数値が載っていますが、なぜこの年度からなんですか。

下水道課長補佐　はい、こちらですね、上の水色で囲ってあるところに平成２３年４月１日から料金改定をすることで、経営計画としてその時に料金の、使用料収入の値上げ幅を検討するために審議会にかけさせていただきまして、その時からの将来予測とその基準を当時作った資料として、平成２１年度基準ということで作った資料をそのまま、計画だった年次のものが決算で入れ替わったかたちで資料を作成しましたので、基準がその当時の平成２１年度のものです。

松 田 委 員　予測なので、直近の数字の方がいいかなと思ったのですが、前の資料を使っているということですね。

下水道課長補佐　継続的に使わせていただいているということです。

松 田 委 員　前に立てた計画どおりに、直近の数字を入れたということなんですね。

下水道課長補佐　はい、そうです。

長 坂 会 長　ほかにはございませんでしょうか。

関 口 委 員　はい。

長 坂 会 長　どうぞ。

関 口 委 員　Ａ４の方に出てくる、アルファベットのＤなんですけれども、下水道整備済面積、例えば、平成２４年度ですと６３９ヘクタール、この面積なんですけれども、基本的に市街化区域のみの数値でしょうか。つまり市街化調整区域はカウントしていないという考えでよろしいでしょうか。

下水道課長補佐　おっしゃるとおり、下水道の事業計画、都市計画法上の市街化区域ということで当

初設定をしておりまして、現在もそれにならっております。ただ今後、どうしても市街化調整区域であっても下水道につなげることができる立地の所があったりとか、実はこの和光市役所の周辺が市街化調整区域に立地しておりまして、下水道に接続ができているという状況にありまして、そういったものを下水道の事業区域に編入をしていくことは将来的に考えられますので、現在こちらでお示しした数値は、市街化区域内のことのご理解でよろしいかと思います。

下水道課長　はい。

長坂会長　どうぞ。

下水道課長　さきほどお話が出たんですけど、市役所も調整区域内で、あとこの奥に国のいろいろな機関ができているのですけれども、そこも調整区域なんですね。さっき説明の中で官舎、自衛隊のお話が出たんですけれども、自衛隊の低層部はもうすでに下水につないでいますが、高層住宅の方はつなげていないという実態があり、そこがまた区域外になっております。このへんも今後、独立してやっていかなければならないと考えていくと、やはり収入面の方を考えていけば、こういうようなところも整備していく必要性、それから公的な計画的部分での整備とかを進めていく必要があるのかなと感じております。

それから、一点だけ付け加えさせていただきたいんですが、下水と水道の公営企業化に向けての、大きな違いがひとつございまして、先ほどから雨水と汚水というお話が出ているんですけれども、基本的に原則論なのですが、汚水に関しましては、使用料、使っている方の私費からいただくということでやっていく、雨水に関しては、自然の流れのものですので、公共がやるべきもの、つまり公費で整備すべきであるというような位置づけがございまして、そのへんを考えていきますと、先ほどから一般会計から、市からお金をもらって、下水道の維持に充てていくやり方を今までずっとやってきているのですが、この表の３０年、３１年に関してはあくまでも汚水の中で動きがあるということで、雨水の部分というのは永久的に今の状態ですと、市からお金をもらって下水道課が整備していくという流れが変わっていかないということをご理解していただきたいと思います。同じ公営企業でも、水道は１００％自分の企業の中でやっていくんですけれども、下水は二足の草鞋を履きながらやっていくということがあるとご理解していただきたいと思います。

舩越委員　東京とか合併しているところは、それも全部下水がやっているのですか。

下水道課長　基本的には下水道局という大きいかたちで、合流式ですので汚水と雨水一緒ですね、

料金の中でやっていくという。ただもともと歴史的なことで言いますと、合流式というのが最初に始まっているんです。大きい都市から。ただ、東京都はかなり人口が増えた段階で汚水が、町中の昔で言うところのドブ川ですね、ああいうところを流れているのが臭いがするとかという衛生面から、地下に持ってくるということで始まったんですが、大都市圏は初め合流でやっていったんですが、それが直接川に流れるような状態が続いたんですね。そうすると、今度、川の汚染が進んできた。ということでそこから先、後から整備する所は分けた方がいいだろう、きちんと処理施設を設けてきれいにして排出する、これが本来の考え方ではないかということに変わっていって、和光とかこの近辺、東京の後から整備したところは、基本的に分流になっていると、今は分流が一応主流になっております。

舩越委員　わかりました。

長坂会長　ほかには、ございませんか。

長坂会長　私の方から二点ほど教えていただきたいのですけれども、２４年度の下水道特別会計の決算書ですけれども、歳出総額の１１億の中には繰上充用の金額が入っていますか。

下水道課長　入っています。

長坂会長　その分を除けは、もっとよい結果になったということですね。

下水道課長　その分は、補正で動いておりますけれども、ただ、それがなければ、４，０００万くらいですけれども、プラスに考えられるということで、かなり厳しめにやっております。

長坂会長　という理解でよろしいですね。

下水道課長　あと、水物ですから、申し訳ない言い方ですが、水物ですから　大きな部分が破損しますと、大きなお金が出て行ってしまいますし、そういうことも少なかったので費用を出さなくて済んだ部分もあります。幹線等で詰まって噴いたりしますと、１回で何百万、何千万の世界で修繕費が出ますので、細かいものはいくつかありますけれども大きな修繕がなかったことが、よかったと思います。一概に費用が平均的に出て行くかというと年によっては突出して使わなければならないことも考えられるかと。昨年はそういうことがなかったということです。

長 坂 会 長　あと一点、Ａ４の下水道事業運営審議会資料というところで、行政人口とか人口は頭打ちなんだけど、有収水量は増えているというお話があったんですが、これはどういう理由で、まあ人口も頭打ちだと使用量の方も増えないと素人考えでは考えられるんですけれども。

下 水 道 課 長　細かいところまで検証できていないんですけれども、考えられる可能性としましては、和光は非常に出入りが激しいんですね、人口の出入りが。官舎などがあるせいもあるんですけれど、あと単身の方が非常に多い、それが人口として、ここのところかなり住宅地が増えているんですよ。ですから定住される方の率が少しずつ変わってきている可能性があるかなというのがあるんですね。家族が世帯で引っ越されてきていますので、当然一世帯あたりで使う量が増えてきていて、そういう部分も見受けられるかなと思います。正確な検証はしておりませんので、やっぱり天候も関係して、暑いと節水もありますが、水を使う量は増えてきています。そういう部分で実際に水道を使った量が有収水量として表示しております。

長 坂 会 長　一昨年でしたか、量が急に減りましたが、一応、量的には増えているということですか。

下 水 道 課 長　一昨年は地震の影響でいっきに節約する部分がありまして、あと一時的にペットボトルの水を買ったりすることが多くなりまして、放射能の関係で、そういうのが少し落ち着いた部分があるかなと思いますけれども。世帯としては一戸建てとか、マンションですとか世帯で入ってくる人口が増えてくることは、ここのところ急に上がってきている、それと先ほど申しましたように、区画整理も進んできますとまた増えてくる、そういうようなことも見越して平成３０年あたりで逆転していければというのを我々としては考えております。

長 坂 会 長　ありがとうございました。
もう一点ほど、横長のＡ３の資料なんですけれども、この中で、新しい委員の方もいらっしゃるんですけれども、この中で注目して見ていく、健全な下水道事業のためには、注目して言ったほうがいい数字というのは、どういうものを注視していった方がいいのでしょうか？黄色い線で網掛けされているところは、これはこれで大事なところなんだと思いますが、どういうところに注目して見ていけばいいのでしょうか。

下水道課長補佐　はい、おっしゃるとおり、黄色で着色しているところの経費回収率ということでございますが、計算方法といたしましては、使用料収入を汚水処理費で除したものということで比率の計算になっております。先程来、ご説明しております使用料収入が伸

びることによって回収率は上がると、また汚水処理費が減少することによっても経費の回収率が上がることになるかと思いますので、平成３０年・３１年度のところを見ていただきますと赤字で書いてあって、先程の説明の中で、一般会計繰入金がなくなりますというお話をしましたが、経費の回収率が１００％超えることによって使用料収入だけで汚水の事業が賄えるということです。

長 坂 会 長　バランスすると、という考えですね。このへんが大事な運営のための指標というふうに見てよろしいわけですね。

下 水 道 課 長　あとは、上の方の段の真ん中の、水洗化率というのがありますが、これは水洗につないでいただいている率なんですが、整備していると当然面積が増えていくのでそれとの関係で数字が９８、たとえば９８が９７．９になることもある。だいたいそのあたりまで数値がいっているということは、ほぼ１００％に近いところまできているということで、それだけ衛生的には広がっているという意味合いにもなります。まずは、有水収量の下の使用料収入が延びてくるかどうかということも、先々の経営に関係してくるかと思われますので、このへんの数値というのも変化は重要な指標としてみていただきたいと思います。

長 坂 会 長　どうもありがとうございました。
そのほかには、何かございませんか。

松 田 委 員　維持管理費なんですけれども、いま老朽化しているものを直していって、できるだけ長く持つようなものに変えていくことで、出て行く経費を減らしていくんだと思うのですけれども、実際どれぐらいの工事の進捗なのか。あとどのくらいここに組み込んでいるのでしょうか。

下水道課長補佐　今、毎年、管部内カメラ調査ということで、人間の内視鏡入れるようなものみたいなんですけれども、そういう内部調査をして、幸いにも大きな破損箇所等は見つかっていないのですが、これを毎年定期的に、延長で５，９５１．６メートル弱、だいたい毎年同じくらいの延長を実施しておりまして、その中で見つかった部分的な破損箇所であるとか、勾配が逆になったり、たるんだりしているところを随時直しております。それと別に、先程から申し上げている、長寿命化につきまして、計画を策定してそれに伴って実施していくことで国から補助金を受けることもできるので、現在、計画策定のための現地調査ということで長寿命化計画に伴う、内容としては同様で、中にカメラを入れまして、管渠として更生が必要であるかどうかということでの調査をしています。この補修と更生とは違うもので、更生というのは、管渠自体は長寿命化

という意味におきましては、内部から補強するような形の補修を行いまして、それが実施されることによって、管渠自体を新たに掘り起こすことなく長持ちをさせる工法に転換させていこうという考えです。どうしても、道路を掘った工事のほうが費用的にはかかってしまうということもありまして、下水道はご承知のとおりマンホールがございますが、あれは何のためについているのだろうか、実はそういった内部の作業をするために人が出入りするためのものでございまして、今の時代、これからマンホールを活用して、地面を掘り返すことなく管渠維持していきたいと思います。

松 田 委 員　そういうのがあると、きっと収入が健全であっても大きなお金がでて赤字になる。その時には国からお金が出てそれで補えることになるんですね。

下水道課長補佐　そうですね、それを活用しながら費用を最小限に抑えていくと考えています。

下 水 道 課 長　２９年度をめどにその長寿命化計画を立てる予定で、今、調査を進めていると、その後は、国の補助金とか活用して整備していくというようなかたちです。

松 田 委 員　そういう工事に備えて国を使っていくイメージがあるのですが。

下 水 道 課 長　ちょっと見づらいかもしれませんが、これが内部の亀裂がある、クラックがある写真です。内部にカメラを入れて調査をする。こういう形で亀裂があったり、中に木の根っこが入り込んだりしている場合があるんですね。きれいに根っこが垂れ下がっていて、そういうものは内側から切って、これなんかはちょっと見づらいんですけれども、木の根っこがもじゃもじゃと管の横から飛び出ているんですけれども。こういうのは根切りをして、クラックも含め内側から特殊な液体で圧をかけて新しく管を造るんですね。人間で言うと絆創膏を貼るようなかたちで、そこのクラックをとめたりとか、あるいは１スパンたとえば２０ｍなら２０ｍを内面からもう一度管を作り直してやったりとか、まあ、たるみの場合には、軽いたるみでしたら、同じように管を内側に作って直したりとか、あとは、どうしても開削しなくてはいけない所は開削して、もう一度管を付け直す工事で整備をしていくということです。

関 口 委 員　ちょっといいですか。今クラックの件でお話が出ていましたけれども、有収水量が上がっていることにおきまして、たとえば不用水、まあ和光は湧き水が多いですし、それから管の傷んだところに不用水が汚水のほかに流入してくると、それが有収の方に加算されてるということが充分起こりえると思うんですけれども、その点はどうですか。

下水道課長補佐　はい、有収水量という水量は、皆さんお使いの水道の使用処理メーターで計測しておりまして、それを公共下水道に流したものの合計の数字でありまして、そう意味では今ご心配なさっている、私どもは浸入水という言い方をするのですが、その量が含まれてはおりません。今おっしゃられたように、浸入水はクラック等から入ってきて、それをとめるための処置もこの調査で発見したところで、その都度承知しておりまして、終末処理場のところで排水量の計測をいたしております。どうしても、有収水量とは、皆さん飲んだり、事業所なんかで大量消費したり、そういった要因で有収水量と排水処理水量は一致しないんです。そうした中でも一部分、浸入水が含まれてはおりますが。

下 水 道 課 長　当然、浸入水を減らしていけば処理費用が落とせるということになっていきますから、ゆくゆくそれをふまえて調査というのは丹念にしていかなければ、毎年毎年調査している理由のひとつでもあります。

長 坂 会 長　はい、ありがとうございました。もしご質問がないようでしたら・・。

山 田 副 会 長　ちょっと、いいですか。

長 坂 会 長　はい、どうぞ。

山 田 副 会 長　行政人口なんですけれども、平成２４年度の数字はマイナス１７で、平成２５年度の数字がこれだけ４，５００以上増えるというのは。

下水道課長補佐　こちらは、見込みの数字が、和光市の上位計画であります第四次総合振興計画でうたっている数字を使わせていただいておりまして、そちらの計画の見立てでこのような数字になっておりますが、今現在でも和光市の人口としては８万人にはまだ達してはいないということであります。ただ、下水道の使用者が住民登録されていないでお住まいの方、使用している方、参考程度の数字で、実際の予測の処理区域内の人口というのがその２つ下の行にあるんですが、料金収入に直結するのはこちらの部分にはなりますので、参考程度の数字になるかもしれませんけれども、確かに２４年と２５年を比較すると、だいぶ伸びが予測されてることになっているのはご指摘のとおりです。

下 水 道 課 長　たぶん、谷中等での区画整理が進んでいくということをふまえての数字だと思います。ただ、一昨年行われた国勢調査ではもうすでに８万を超えておりますので、実態の人数としては８万人住んでいるというのは、登録上じゃなくてですね、実際に住ま

れているという人数の計算からいくと８万超えている可能性が高いということです。

長 坂 会 長　　ではほかにございませんようでしたら、次の下水道事業の公営企業化について、事務局お願いします。

下水道課副主幹　　下水道事業の公営企業化につきましてご説明いたします。お手元に本日、Ａ４の横長のカラープリント、こちらに平成２６年４月１日施行ということを目標に立てられたスケジュールがございますので、そちらについてご説明をさせていただきます。

一番上の行が平成２４年度、２５年度、それから右側の方に黄色で法適用となっておりますが、そこが、適用の４月１日というふうにご覧いただければと思います。平成２４年度につきましてはもう過ぎているところでございますが、一番左に作業項目として１番から８番までございます。長年やってきていたといいますのは資産の整理ということで平成２４年度の取得分までは整理が終わっております。それから平成２５年度開始前までにつきましては、年度内ということで進めております。

それから２番目の会計処理ということですが、今までは単一の簿記ということで、これからは複式に変わるということで、勘定科目のほうも、今までのものと全く変わりますので、その整備を進めてきております。

３番目の予算編成、こちらについても、今までですと官庁の会計方式、今度は企業会計の方式に変わるようになりますので、その手続きを、今、グラフに明記してございますが予定どおり進めております。

それから、システムの構築ということですが、打切決算ということで、これは、来年の３月３１日で今までの下水道事業の特別会計をここで終わらせ、４月１日から企業会計として進めるというためのものです。システム構築、こちらにつきましては、会計システムが今の企業会計ではなく官庁の会計になっておりますので、こちらの方のシステムを変更していくということで作業をしています。

その下の職員研修でございますが、内容的には、企業会計の理念の①から⑤までの、最後は資産管理、といった項目は、昨年２４年度で終わらせてございます。

６番目の条例整備ということでございますが、下水道事業を地方公営企業化するということで、条例をきちんと設置しませんと動けませんので、その条例の設置から、今までの条例だけでなくて会計規定や管理規定、職員の規定などをすべて整理していくという作業がございます。

その次に、最終的に８番で、平成２６年４月１日以降、４月の段階では既に、総務大臣の方に報告するということで法定されているものです。

そのために、条例ですが、お手元にお配りさせていただきました、審議会資料としての、和光市水道事業及び下水道事業の設置等の関する条例の素案という意味で示しました。これから議会の方にお諮りをする内容になります。この設置条例に関しまし

ては、地方公営企業法で設置することになっております。水道事業と下水道事業とあわせてございますので、今までの水道事業につきましては、この新しい条例の中で一緒に入ってございますから、今度は水道事業についてはこれまでの設置条例を廃止するということになります。水道事業と下水道事業の新しい設置条例とご理解ください。下水道事業だけでないということです。地方公営企業法に基づいて、今まで一部適用の方向で進んでまいりましたところですが、法律の全部を適用するということで条例を定めています。この条例の構成でございますが、水道事業ですと国の方から示されている準則がございますが、下水道事業に関しましてはございませんので、水道事業の準則を考慮した形で設置されているので、それにそった形で水道事業と下水道事業をあわせた設置条例となってございます。スケジュール的な部分と条例の部分につきまして以上でございます。

すみません、あと、先ほど申し上げました条例、下水道事業の規定関係はすべて改正せざるを得ませんので、条例に関しましては、必要事項、該当する条例を附則の中に一括して９点ほど改正をとらせていただいています。先程申し上げましたように、下水道事業の設置条例、それから下水道事業の特別会計、条例はここで廃止させていただいて、職員定数、市の組織に関するものについてもすべて条例に関してはここで改正させていただいています。

下水道条例の一部改正が、もうひとつ資料がございますが、それは消費税とかの関係がございます。簡単ではございますが以上でございます。

長坂会長　ありがとうございました。公営企業化についてご説明いただきましたけれども、細かいものもあって、なかなかいっぺんに理解するのは難しいですけれども。

下水道課長　単純に説明いたしますと、地方公営企業法という法律をあてがっているというだけの話なんです。事業そのものが、下水道でやる事業が変わるということではなくてですね、会計の仕方だけが変わってくる。一部適用と全部適用とさっきふたつあったんですけれども、その一部適用いうのは、法律の一部を適用しますよという考え方なんですね。法律の一部がどの部分なのかと言うと、会計の部分だけを適用するというような考え方。全部適用になると人事面とかそういうようなことも全部適用する法律を、そうなると我々が今まで地方公務員法にのっとった公務員だったんですが、地方公営企業法にのっとった企業職員に変わることに４月からなります。ですから、そういうことまでも、法律を適用していくんだよというのが全部適用、法律全部を適用するという考え方なんですね。法律上、水道事業ですとか病院、それから鉄道なんかは、これは公営企業化しなさいと義務付けになっているんです。その他の事業は条例で定めればいいよと言う内容なんですね。下水道はその他にあたりますので、今回、提出している第２条にあるんですけれども、条例で下水道事業の法の規定の全部を適用する

よということを明言している。ということによって初めて動くことができるというような内容になっております。先程、水道と上下水道部とくっついたというかたちで組織も変わっておりますので、条例を一緒にした理由なんですけど、あくまでも今言いましたように、公営企業法に基づいて条例で定めなければいけないことというのが法律で決まっているわけなんですね。この内容とこの内容とこの内容は絶対条例で決めなさいよということが、すでに決まっておりますので、水道でも下水道でも決めることはほとんど一緒ということになります。そうなってくると、やはり、効率的なこと、運営を考えていけば、条例も一本にしていった方が、一本が通常いまどこの市町村でも動いている状況なのですね。逆に分けるほうが、同じような内容がふたつできるということになってしまいますので、今回水道の方を廃止して、下水道と一緒にくっつけてあげる新しい条例として一本化させてというかたちで提案させていただきたいと思います。

長 坂 会 長　今回は全部適用というふうに理解してよろしいわけですよね。

下 水 道 課 長　そうです。

長 坂 会 長　そうなりますと職員の方も今回変わるということなんですか。

下 水 道 課 長　そうです。人事部分も自分たちで面倒を見ていくというやり方になりますね。ですから、予算上大きく違ってくるのは、例えば、今、被服貸与は市からされてたんですけれども、今度は新しい会計の中で作業着とかも自分たちでを買うことになります。

長 坂 会 長　そうしますと、席は異動しなくてもいいんですか。席というのは社席というのか・・。

下 水 道 課 長　出向扱いになりますね。

長 坂 会 長　出向扱いになりますと。

上下水道部長　職員としては変わらないんですけれども出向という扱いになります。

下 水 道 課 長　ただ、管理者の問題もあるんですけど、管理者は基本的に市長部局は市長、教育委員会ですと教育長になるんですけれども、公営企業の場合は管理者は、新たに設けてもいいですし、条例で設けなくてもいいと定められる。和光の規模の場合ですと、逆に費用の点とかを考えれば、新たに管理者を立てるとなると、ちょっと規模的にまだ必要ないようなところがありますので、水道の方も管理者は立ててませんので、立て

ないという条例内容です。立てない場合はどうなるのかというと、企業法で長がその代理をしなさいということが決まっておりますので、必然的に、市長が上下水道事業管理者という位置づけになっております。ただ、同じ人物ですけれども、やることは、まったく別のこと。別の立場で、ふたつ持っている感じです。

長坂会長　皆さん、何かご質問はありませんか。

松田委員　いま、独立されるということで、そこで新たな経費、維持管理関係費の中にもっとどーんと乗っかってこないんですか、その事務経費が。今までは市の方でやっていただいていて、上下水道部が知らないでもよかった予算が、自分たちの中でやり繰りをしなければいけなくなっていくわけですよね。

下水道課長　そんなに、いっぱいあるわけではないんで、さっきも言いましたように、今までは、使用料を使って、汚水の処理は充てがってきたんですよ。

松田委員　それプラス、職員さんの事務経費というか人件費とか、そのへんは乗っかってくるわけですよね。

下水道課長　はい、それに関しては、基本的に一般会計からの繰り入れというかたちで、今までは市の方で負担していただいていたのですが、将来的には、すぐには無理なんですけれども、将来的には、これも全部、汚水の人員の部分に関しては、我々の収益の中から出していくかたちにはなっていきます。

松田委員　そこを考えられて、数字を充てているということですか。

下水道課長　そうです。ただ、今の段階ではまだ、始めの時にはまだそこまでの収益は、計算上はまだ赤字の可能性が高いですから、暫くはその部分は他会計繰入金という形でいただくことになるとは思います。さっき言いましたように、雨水の部分は全部市でもたなければいけない。それをを含めて、金額を最終的に割り出すという形で、予算の段階でそれを今、計算している最中なんですが、近い将来そうなるように順調に事業が進んでいけばそういう部分も含めて、全部自分たちで賄っていくという流れになっている。それからまた、そこから余剰がでてくれば、当然それをストックして、何か将来的な、開発などに使っていく、あるいは、料金を値上げしないでどこまでやっていけるのかというようなところなんかも考えています。

長坂会長　今予算を作成している段階でしょうから、それでそういう計算書を作っていて、足

りない部分について今お話があった繰入金として市に補填してもらうような格好をしていくということになりますか。

下水道課長　雨水の部分に関しては、１００％、それ以外で計算上どうしても足りない部分が出る可能性がありますので。

長坂会長　人件費も、市の人件費だったものが、こっちに移るわけですから、そういう部分についてもいろいろ調整していくかたちなんですね。

下水道課長　ただひとつは、大きく言えるのは、今後は雨水の整備というのが非常に下水の中ではウェイトを占めてくるものであると思うんですけれども、汚水はどちらかというと管理部門に変わってきます。雨水はまだ整備が進んでいない部分がたくさんあるので、これから雨水管を入れたりの範囲は広がってくる可能性が高い。どうしてもそういう部分の費用はかかってくるかなというのはあるんですけれども。それはまた汚水の企業化とは別の話なんですが。

長坂会長　いずれにしても企業化することによって、事業での採算性なり効率性をこれからはしっかり見ていくということになる、そういう解釈なんですね。

下水道課長　そうですね、それと説明部分で預かっている使用料はこういう部分にこれだけ使っていますよと明確にして。

長坂会長　説明責任を取るということですね。
ほかに皆様、ありますか。

関口委員　はい、あの、条例の中の数字について２点ほど確認したいのですが。第３条の３の（１）で、「計画処理区域面積は、９４５．１ヘクタールとする。」となっておりますね。先程、平成２４年の計では６３９ヘクタールと大きな開きがあると、それがひとつ。もうひとつですけれども、附則の中の４番ですね、和光市職員定数に関することなんですけれども、訂正後、アンダーラインが引いてありますけれども、市長のあとで３２２人、（８）として、公営企業２７人とありますね。例えばこれを合計すると３４９人にしているんですけれども、実は今、和光市の行政改革推進計画平成２５年の確か１０月に完成になりましたけれども、その段階では職員定数３９５で確か数字が出ているんですけれども、そのへんの、ここでうたっている人数ですか、３９５と３４９の差の説明とを二点教えてください。

下水道課長補佐　よろしいでしょうか、ひとつ目の質問であります計画処理区域面積について。こちらにお示ししました９４５．１ヘクタールという数字がですね、下水道事業の事業計画という中の全体計画、要は最大限広げた場合における面積ということになっております。６３９ヘクタールという数字というのが、最大限にはまだ達していない、現在の整備を促進する優先的な面積ということになっておりまして、条例上ではその最大限の部分の面積ということで、計画処理区域面積９４５．１ヘクタールということで設定しております。

関 口 委 員　それは、都市計画変更をしないという。

下水道課長補佐　都市計画の変更は、もともとは全体区域の面積としては、すでに都市計画設定がされているものです。

上下水道部長　定数のところなんですが、３９５というのは行革の数字です。３９５というのが今ですね、見直しを図ろうというところはあります。ただ、ここに書いてあります市長部局と８番の公営企業と書いてありますが、その間で２から７というのが教育部門とか数字が書いておりまして、それを足すと今のところ３９５人にしようというところではあります。ただ、公営企業の場合では、今１７名から２７と１０人増やしていただいていますが、今、下水道職員が９名で、これから来年度から行う公営企業化に向けては、決算予算も今までは、決算というのは会計が行っていた、予算に関しましては財政が行っていたものです。それを全部、下水道職員の９名でやるというのは不可能ということで１名増やさせていただきまして、１７名が２７名というかたちにさせていただいております。水道の職員は今１２名です。ただ１２名の中には正規の職員が１２名、あとは再任用職員も２名ほどカウントさせていただいております。実質的には１６名ぐらいで今まわせているのかなあというところがあって、水道の職員と下水道の職員を将来的にはたし込みを行って、この中で行革というかたちを取らしていただいて、増やしていこうというところなんです。ただ下水道の事業が来年に始まるということで、最初から減るというのは無理かなと思いますので、暫くやってみた段階で、水道と下水道の組織の中を変えさせていただいて、減る方向に持っていきたいなと思いますが、当初から減るというのは、無理かなと思いますので、この２７名ということでカウントさせていただきました。

長 坂 会 長　ほかにご質問等ございませんか。

もしございませんでしたら、次の消費税について事務局のほうからご説明をよろしくお願いいたします。

下水道課長	皆さんご承知のとおり、消費税は４月から８％という数字が出ております。実は、下水道の場合、市民の皆様から預かっている使用料というのは当然、消費税が課せられているという話ですので、今まで１００円のものは１０５円いただいておりました。実際はどういうふうになっているかといいますと、使用料収入が約６億ですので、単純に５％で３千万円を市が預かっている形になるわけですね、消費税を。そうすると、年に１回こういうかたちで申告をいたしまして、市が工事や委託等で支払った消費税を差っ引きをして、仮受けと仮払いという言い方をするんですが、市が仮払いしている消費税を差し引いた残りを市が納税すると、単純にいいますとそういうやり方をしています。１０５から１０８に変えることにしないと、今度は市が持ち出していかなければならないことになって、これは総務省の方とかいろいろ通達があって、他の目的に使うべきものを消費税として払うのはおかしい話になるということで、適用しないということは、地方公共団体としては、基本的にはありえない話であるということの通達がございまして、４月１日から上げさせていただくと、上げるというのはおかしいですが、消費税は通常の規定どおりの１００分の８にさせていただくことで、資料の中の一部改正ということで、条例の案を出させていただいて、これを１２月の議会で諮らせていただくことになります。今の内容が載っておりますのが、３枚目の左側、真ん中半分の左側の上段のほうですね、１００分の１０８を乗じてという表現になっています。これは今までは右側の１００分の１０５を乗して得た額と書いてありますけれども、これを提案するということと、それから、先程、公営企業化になると、市長という表現が使えなくなりますので、その文言の修正をかけた条例を同じく今度１２月に出させていただくとということで、消費税に関しましては適用させていただくということでご理解いただければと思います。以上です。
長坂会長	消費税についての、ご質問、何かございますか。
松田委員	ユーザーにしてみれば、値上げになるということですよね。
下水道課長	ユーザー側にしてみればそうなりますが、ただ、根本的な数字というのは、２３年度に値上げしておりますので、当面は現状を維持したいと思います。先程申し上げましたけれども、我々が今後、事業を広げていく努力の中で何とかクリアできるのかなと、今考えています。
上下水道部長	どのくらい上がるかですが、試算をしたのですが、２ヶ月で基本料金で上下水道２０立米使って８０円くらい、月４０円ぐらいです。ただそれは基本料金だけですが。そのくらいだったら値上げしなくてもいいのではないかということもあるんですが、ただ、そのへんは国の方、県の方からやりなさいという通達がきておりますので、そ

れにあわせますと、値上げというか、５％から８％にさせていただきたいということで、今回議会に出させていただきます。

長 坂 会 長　消費税の影響があると思いますが、どうなるかなかなか厳しいところですけれども。ということで、消費税については、終了いたします。

議事につきましては、以上でございますけれども、その他について、事務局からはございますか。

下 水 道 課 長　はい、では一点。昨年の中で誤徴収がありましたということで、報告させていただきましたが、その結果についてご報告させていただきたいと思います。

最終的には該当世帯が２８世帯ございました。そのうち通知文を何度か発送するとかということで、連絡がついた件数が２１件、１，１５３，０６１円を返還いたしました。ただ残りの７件に関しましては金額は１３０，４１７円なんですけれど、こちらに関しましては、すでに転出転出で宛所が、行方がわからないということで、本人からの申し出がない限り、こちらでは追えなくなっている状態になっております。まだホームページとかにはそのまま継続して載せておりますので、今後そういう話が、昔隣同士で住んでいた方がこんなことがあったよなどと、どこかで連絡できるようになる可能性もございますので、予算上は、対応できるかたちをとっておりますので、一応約９０％は返還できたということで、報告させていただきたいと思います。

長 坂 会 長　ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

それでは本日の議事以上でございますので、会議を終了させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

今後ともよろしくお願いいたします。

下 水 道 課 長　すみません。最後に、本日はお忙しい中ありがとうございました。今年度に関しましてはお願いがございまして、先程申し上げましたように１２月の定例会に案を出しまして、結果報告を含めまして、公営企業化に向けてもう少し詳細なものを新年に入ってから出せると思います。本当に申し訳ないのですが２月半ばくらいに、もう一度審議会を開かせていただければと思っております。その段階で、１２月の議会の報告と、４月から動く内容についてもう少し詳細なことをご報告できればと思っております。また、新年に入りましたらご通知申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日はお忙しいところありがとうございました。